



発行
東京都

目次

告示

- 街並み景観協議会の変更……………
……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
- 防災街区整備事業組合の定款及び事業計画の変更
認可…（都市整備局市街地整備部防災都市づくり課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 公告
- 土地収用法施行令に基づく公示による通知……………
……………（東京都収用委員会）…四

告示

●東京都告示第九百五十九号

東京のしゃれた街並みづくり推進条例（平成十五年東京都条例第三十号）第二十九条第一項の規定により、街並み景観協議会（以下「協議会」という。）の代表者の氏名を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年九月十日

東京都知事 小池百合子

一 街並み景観ガイドラインの名称

日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区街並み景観ガイドライン

二 街並み景観ガイドラインの対象となる重点地区の名称、位置、区域及び面積

日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区

中央区日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目、日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目及び日本橋本町二丁目各地内（別図のとおり）
約八・〇ヘクタール

三 協議会の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント

代表理事 中原修

中央区日本橋室町二丁目一番一号

四 準備協議会と共同して街並み景観ガイドラインを作成した街並みデザイナーの氏名又は名称

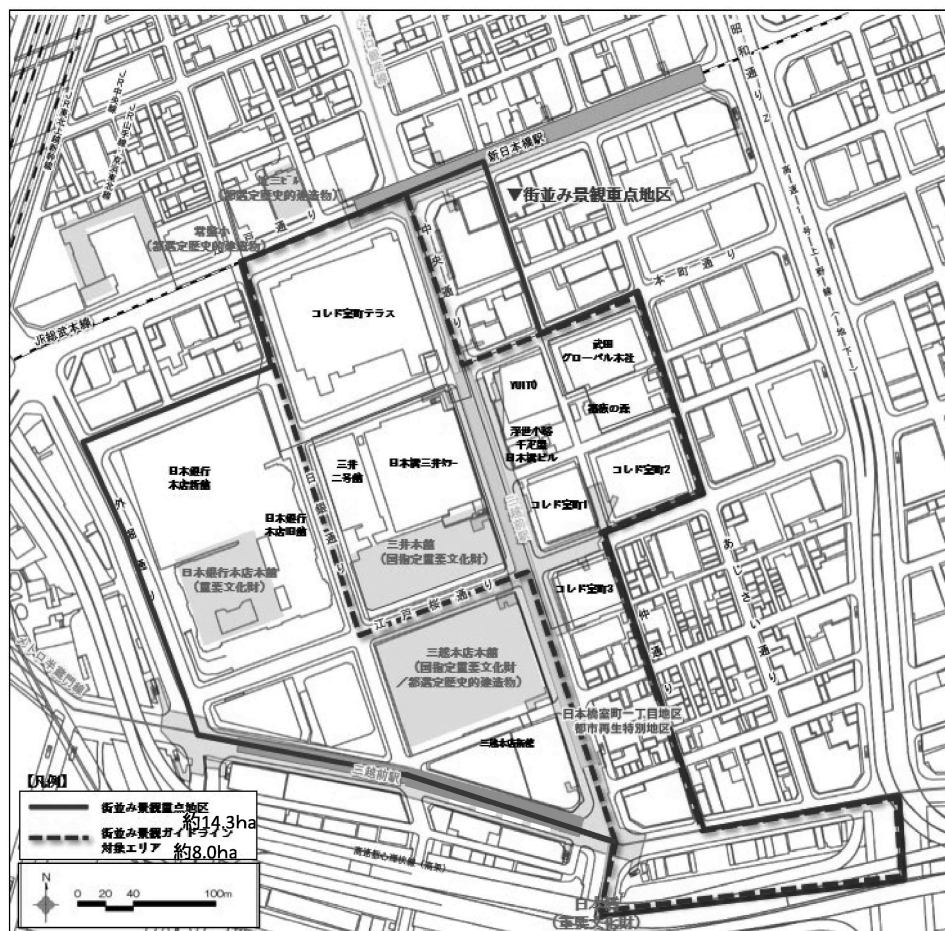
株式会社日本設計

五 街並み景観ガイドラインの閲覧場所

一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント内

別図

日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区街並み景観ガイドライン
街並み景観重点地区および活動対象地域（街並み景観ガイドライン指定区域）



●東京都告示第九百六十号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
(平成九年法律第四十九号) 第百五十七条第一項の規定に
基づき池袋本町四丁目1・2番地区防災街区整備事業組合
の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項に
おいて準用する同法第百四十三条第一項の規定により、次
のとおり告示する。

令和八年九月十日

東京都事 小池 百合子

一 事業組合の名称

池袋本町四丁目1・2番地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

令和七年八月五日から令和十二年三月三十一日まで

三 施行地区

豊島区池袋本町四丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

豊島区池袋本町四丁目十六番六号

令和七年八月五日

五 変更の内容

事業施行期間を令和十二年八月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和八年九月十日

●東京都告示第九百六十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年東京都告示第八百十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三

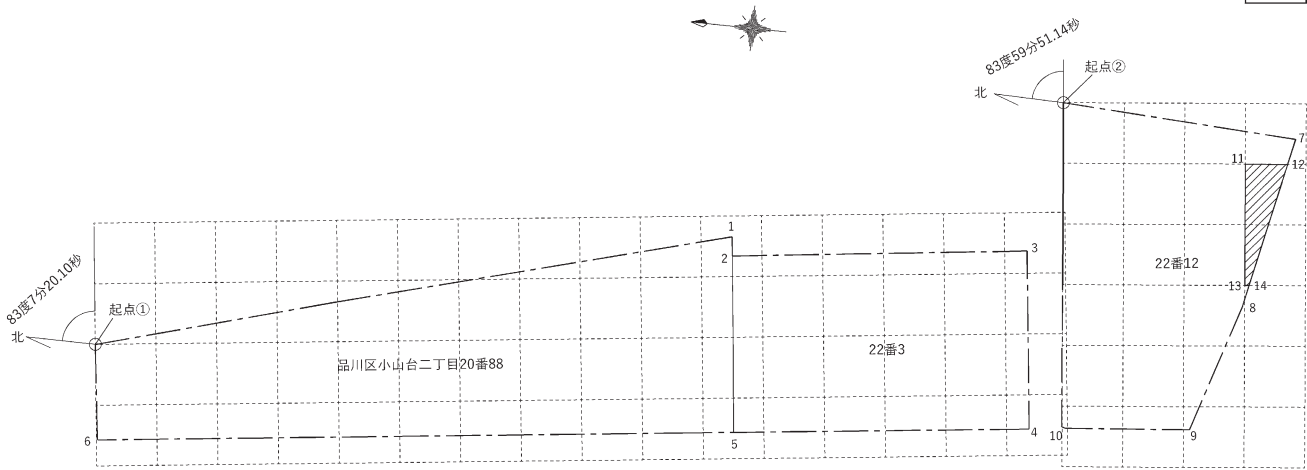
項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年九月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区小山台二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



地点	X座標	Y座標
起点①	-313.730	-485.299
1	-418.390	-465.991
2	-418.490	-469.157
3	-467.008	-467.622
4	-467.781	-496.925
5	-419.499	-498.184
6	-314.326	-500.984
起点②	-472.397	-440.729
7	-510.813	-445.600
8	-502.864	-473.490
9	-494.777	-493.952
10	-473.722	-494.336
11	-502.633	-449.992
12	-509.618	-449.821
13	-503.122	-469.986
14	-503.870	-469.943

【起点】
起点①は、品川区小山台二丁目20番88の最北端とする。
起点②は、座標値(X,Y)=(X=-472.397、Y=-440.729)とする。
座標値は、品川区小山台二丁目20番88の最北端の起点①を(X,Y)=(-313.730,-485.299)とし、東西方向をX、南北方向をYとした相対座標である。

【格子の回転角度】
起点① 83度7分20.10秒
起点② 83度59分51.14秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
--- 単位区画
— 筆境界
--- 敷地境界
▨ 指定を解除する区域

公 告

土地収用法施行令に基づく公示による通知
土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、下記のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和8年9月30日の終了をもってその通知があったものとみなされる。

令和8年9月10日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

記

1 事件名

令和6年第3号の2

市道207号線整備事業（南沢通り・東京都東久留米市南沢三丁目地内から同市南沢二丁目地内まで）のための

土地収用事件

2 通知書の名称

審理の開催について（通知）

3 通知を受けるべき者

住所 不明

氏名 不明

ただし、亡岸克巳の共有持分を承継する者

4 公示による通知に係る土地の所在及び地番

東京都東久留米市南沢二丁目283番 4

5 公示による通知に係る掲示の事実

- (1) 掲示されている場所
東京都庁内の総務局掲示板（第一本庁舎1階南側）
(2) 掲示を始めた年月日
令和8年9月10日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

価 定

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

